

熱海市告示第139号

熱海市屋外広告物条例施行規則（平成21年熱海市規則第5号）第11条第3項第3号の規定に基づき、同条同項第1号及び第2項に掲げる者と同等以上の広告物及び掲出物件の点検に係る知識を有するものとして市長が別に定める者を次のとおり定める。

平成30年11月 6日

熱海市長 齊 藤 栄

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

附 則

この告示は、平成32年4月1日から施行する。